

八雲町観光パンフレット作製業務 実施要領

八雲町観光パンフレット作製業務については、公募により提案を募集し、その内容を審査して最優秀の提案をした者を随意契約の交渉相手方として選定する（以下「公募型プロポーザル方式」という。）もので、参加を希望する者は本実施要領を参照のうえ、参加申請書類を提出すること。

1 業務の概要

- (1) 業務名 八雲町観光パンフレット作製業務
- (2) 履行場所 二海郡八雲町住初町138番地
- (3) 業務の内容 八雲町観光パンフレット作製業務仕様書による
- (4) 履行期限 契約締結の日から令和9年3月15日まで
- (5) 本業務に係る委託料の上限額

3,289,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約金額の限度を示すものであり、この金額で契約することを約束するものではない。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

応募資格を有する事業者は、単体であって、次に掲げる要件すべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本社・支社または営業所の所在地が北海道内であること。
- (3) 参加表明書の提出締切日までの間に、北海道や八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- (4) 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注等から入札参加を除外されていない者であること。
- (5) 八雲町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団関係事業者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (7) 国税・都道府県税・市町村税の滞納が無いこと。
- (8) 過去に、次に掲げる業務を受注し完了した実績を有すること。

令和5年4月1日から令和8年3月31日までに、他の地方自治体にて本業務と

同種または類似業務に関する委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。ただし、企画、デザイン、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

3 契約締結までの日程

参加申請受付開始から契約締結までの日程は概ね次のとおりであるが、都合により変更する場合がある。

日 程	内 容
令和8年4月22日（水）	参加申請受付開始（公示）
令和8年4月22日（水）～令和8年5月12日（火）	質問受付期間
令和8年5月13日（水）	参加表明書等提出期限
令和8年5月19日（火）	質問に対する回答
令和8年5月19日（火）	参加資格確認結果通知
令和8年6月 2日（火）	企画提案書等提出期限
令和8年6月 9日（火）	プレゼンテーション審査
令和8年6月16日（火）	選定結果通知
令和8年6月中旬	契約締結

4 担当課及び連絡先

本プロポーザルの担当課及びすべての書類提出先は次のとおりとする。

八雲町役場 商工観光労政課 商工観光係

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地

電話番号0137-62-2116

メールアドレス：shouko@town.yakumo.lg.jp

5 参加申請書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に記載の（1）ア～オを各1部提出すること。なお、期限までに次に記載の（1）ア～オを提出しない場合は、提案を受け付けない。

（1）提出書類及び添付書類

ア 参加表明書（様式第1号）

代表者印を押印したものをPDF（カラー）にして送信すること。

イ 事業者概要書（様式第2号）

ウ 同業務又は類似業務履行実績書（様式第3号）

※2（7）に記載の期間の業務履行実績を確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

エ 業務実施体制に関する調書（様式第4号）

オ 国税・都道府県民税・市町村民税の滞納が無いことの証明書

※令和8年1月1日以降に発行された証明書をPDF（カラー）にして添付すること。

(2) 提出期限 令和8年5月13日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 4の担当課

(4) 提出方法 電子メール（郵送・持参は認めない）shouko@town.yakumo.lg.jp

6 参加資格審査及び提案書の提出要請者選定結果通知等

(1) 選定結果通知

令和8年5月19日（火）までに参加資格確認結果通知を電子メールで送付する。送信先アドレスは、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスとする。

(2) 非選定理由に関する事項

企画提案書の提出要請者に選定されなかった者は、(1)の通知した日の翌日から起算して、5日以内に書面（任意様式）により非選定理由について説明を求めることができる。なお、非選定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に電子メールにより行う。その際、送信先アドレスは、プロポーザル参加表明書に記載されたメールアドレスとする。

7 プロポーザルに関する質問の受付及び回答について

本プロポーザルに関する質問がある者は、次のとおり質問書を提出することができる。ただし、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和8年4月22日（水）～令和8年5月12日（火）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式第5号）により、4の担当課に電子メールにより提出すること。

メールアドレス：shouko@town.yakumo.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年5月19日（火）に町ホームページへ掲載し公表する。

(4) その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 業務提案書（A4判 任意様式）

・提案する企画提案は、別紙仕様書の内容にかなう形で作成すること。

- ・要点を押さえ、わかりやすく的確に記載すること。
- ・提案は参加事業者が実現できる範囲内のものとする。
- ・仕様書以上の業務項目、内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントがわかるように記載すること。またその他、独自の特色等がある場合も記載すること。

ウ 業務工程表（任意様式）

- ・全体工程がわかるよう記載されたスケジュール表を巻末に添付すること。

エ 参考見積書（様式第7号）

オ 積算内訳書（任意様式）

業務に係る合計経費見積金額と消費税等相当額（10%）を提示すること。

(2) 提出期限 令和8年6月2日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出部数 紙ベース：8（1）ア～オ 各12部

電子データ：8（1）ア～オ

(4) 提出場所 4の担当課

(5) 提出方法

紙ベース：〒049-3192 二海郡八雲町住初町138番地

八雲町商工観光労政課 商工観光係 宛て

※書留やレターパックを利用して到達した記録が残るように送ること。

※持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

電子データ： メールアドレス shouko@town.yakumo.lg.jp

9 業務提案書類作成上の留意事項

業務提案書類に記載された内容は、すべての事項を契約締結の際の履行业務に含めることを基本とするため、見積金額の範囲内で確実に履行可能な内容とすること。

(1) 企画提案書

- ・イラスト、図表を用いても良いが提案内容との整合を図ること。
- ・文字の大きさは12pt以上とし、フォント指定はないが見やすいものとする。
- ・着色可とする。

(2) 業務提案書（任意様式）

(3) 業務工程表

- ・本業務全体の工程を1箇月単位に区切った表に簡潔にまとめること。

(4) 参考見積書（様式第7号）及び積算内訳書（任意様式）

- ・見積金額は消費税等を含まない金額を記載すること。
- ・積算内訳書は、業務区分ごとの内訳書を提出すること。

10 選定委員会による受注者の選定について

選定は、8名で構成される八雲町観光パンフレット作製業務プロポーザル選定委員会（以

下「選定委員会」という。)において行う。

選定委員会は、選定結果を町長に報告する。

11 提案書のプレゼンテーション・ヒアリング及び審査・評価について

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ・ 日時 (予定) 令和8年6月9日 (火) 詳細は別途通知する。
- ・ 時間配分 40分 (プレゼンテーション20分) 質疑応答 (20分)
- ・ 出席者 業務の配置予定者が必ず出席すること。
会場への入室者は補助者を含め合計4名までとする。

(2) プレゼンテーションに係る注意事項

- ・ プレゼンテーション参加者名簿 (様式第8号) を8 (2) の提出期限までに提出すること。
- ・ プレゼンテーション時の資料の追加配布は受理しない。
- ・ プレゼンテーションに必要な機器として、プロジェクター、ケーブル及びスクリーンを町で準備するが、プレゼンテーションに使用するパソコン等については、提案者で準備すること。

(3) 評価

別紙に定める評価項目、評価基準及び配点は別紙のとおり

(4) 選定

- ・ 選定委員会において、別紙に定める評価項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。
- ・ 最高得点者が複数となった場合は、選定委員会の合議により順位を決定し、本業務の最優秀事業者とする。
- ・ 提案者が1者のみだった場合は、評価項目合計の7割を最低基準点とし、最低基準点を満たす場合は当該事業者を本業務の最優秀事業者とする。また、評価項目合計の7割未満の場合、または参加申込及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。
- ・ 最優秀者に事故等があり、契約が不能となった場合には、優秀者を契約交渉相手方とする。

12 選定結果の通知

結果は、令和8年6月16日 (火) に、提案者に対しメールで通知する。その際メールの送信先アドレスは、企画提案書に記載されたアドレスとする。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

13 失格条項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格がなく書類を提出した場合
- (3) 書類の作成要領及び提出方法、提出期限を守らなかった場合
- (4) 提出書類に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた場合
- (5) 選定委員会委員又は関係者に直接、間接問わずに接触を求めた場合
- (6) 8 (1) エに記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が 1 (5) の上限額を超えた場合
- (7) 提出書類の提出期限以降において、八雲町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止の措置を受けた場合

14 契約

- (1) 契約書作成の要否

必要

- (2) 契約方法

- ・電子契約の場合

当町が導入している「立会人型電子署名」のみ対応可能とする。

※詳細は町ホームページ内の「電子契約について」を参照すること。

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/kaikei/denshikeiyaku-kaikeika.html>

- ・紙面契約の場合

持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（配達証明書付書留郵便）

とする。

- (3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が确实と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 契約者が、八雲町財務規則第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する場合において、その者が過去2年間に国（公団等を含む）、又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を誠実に履行するものと認められるとき。

15 その他

- (1) 提出資料等の作成、提出、プレゼンテーションにかかる費用の一切は、提案事業者

の負担とする。

- (2) 提案者は、参加表明書（様式第1号）の提出をもって、本要領のほか本件プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出された書類等については、一切返却しない。
- (4) 提出後の提出図書の追加、修正は認めない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で利用しない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲については、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (6) 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は辞退書（様式第9号）を提出することにより申し出ることとし、提案辞退後はいかなる理由があっても再提案は認めない。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、町が本プロポーザルに関する報告、公表のため必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八雲町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (8) 具体的な業務の実施にあたっては、提案書に記載された内容を反映しつつ、八雲町との協議に基づいて実施する。
- (9) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは3のとおり予定しているが、変更する場合がある。変更する場合は、参加表明者にメール等で通知する。